

シンポジウム ご案内

「消費者団体訴訟制度の これまでと、これから」

参加費
無料

平成25年2月27日(水曜)

時間 13時30分～16時00分

会場 主婦会館プラザエフ
7階「カトレア」

※裏面の会場案内図をご参照ください。

定員 150名

主なプログラム


- ◎消費者笑劇場
- ◎適格消費者団体活動報告
- ◎パネルディスカッション

主催  消費者庁
Consumer Affairs Agency, Government of Japan

消費者団体訴訟制度って何?

消費者団体訴訟制度は、事業者の不当な勧誘や、不当な契約条項等について、国に認定された適格消費者団体が差止請求を行い、消費者被害の発生や拡大を防止する制度です。

詳しくはこちらから! ⇒ <http://www.caa.go.jp/planning/pdf/zentaiban.pdf>

 フェスタ東京 2012
東京都消費者月間協賛事業



■ 参加申込
裏面を参照し、2月25日までに、FAX、郵送又はインターネットでお申込みください。

消費者団体訴訟制度 ダイアルのご案内

 03-3265-7355

ご自身や身近で起きた事柄に関連し、

- 消費者団体訴訟制度とは何ですか
- どういった場合に差止請求が行われるのですか

といったご質問に、弁護士・司法書士や、消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー、消費生活コンサルタントなどの消費生活の専門家が、お答えします。

お気軽に、上記窓口(電話番号)をご利用ください。

詳しくはこちらから! ⇒ <http://www.caa.go.jp/planning/daiyaru.html>

消費者団体訴訟制度 ダイアルの受付

(受付期間) 平成24年12月19日～平成25年3月29日

(受付時間) 平日 9:00～17:00

(祝日及び12月29日～1月3日の期間は除く)

消費者団体訴訟制度 ダイアル Q&A

- Q 問合せ内容や提供した情報はどうなるのですか?
- A 問合せ内容や回答内容は、消費者庁に報告されます。また、報告された情報は、必要に応じて消費者庁と適格消費者団体の間で共有されます。このように、お問合せや情報提供が、消費者被害の未然防止・拡大防止につながります。

申込書宛先

郵送 〒102-0085 東京都千代田区六番町15 プラザエフ6階 消費者機構日本内
シンポジウム事務局

FAX 03-5216-6077

インターネット申込アドレス <http://www.caa.go.jp/planning/index.html> (消費者庁HP)

シンポジウム「消費者団体訴訟制度のこれまでと、これから」

2月27日(水) 13時30分～16時00分

於:主婦会館プラザエフ
7階「カトリア」

※下記の会場案内図を参照ください。

参加申込書

2月25日(月)までにお申込みください。申込受付者には、後日「参加証」はがきを郵送いたします。

お名前

所属団体名

参加証はがきの送付先(ご連絡先)

(郵便番号) —

(電話番号) — —

(住所)

(メールアドレス) @

お名前

所属団体名

参加証はがきの送付先(ご連絡先)

(郵便番号) —

(電話番号) — —

(住所)

(メールアドレス) @

(注)いただいた個人情報はシンポジウムの参加登録以外には使用しません。

備考



本件についてのお問合せ先

シンポジウム事務局(消費者機構日本内)

●電話番号

03-5212-3066

●メールアドレス

webmaster@coj.gr.jp

【会場ご案内図】



●最寄駅より徒歩3分

JR 中央線 四ツ谷駅 地下鉄 丸の内線 四ツ谷駅
総武線 四ツ谷駅 南北線 四ツ谷駅

●住所 〒102-0085 東京都千代田区六番町15